

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和8年5月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月度の受付台数は13,092台で前年同月比103.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 令和8年度 国土交通大臣登録「昇降機等検査員講習」について

（一財）日本建築設備・昇降機センターより、令和8年度国土交通大臣登録「昇降機等検査員講習」の申し込み案内がありました。本年度もWEB講習と会場講習の2種類のうち一つを選択し、申し込みを行う内容になっています。

【インターネットによる申し込み期間】

令和8年6月9日（火）10:00～令和8年7月21日（火）17:00（予定）

※ インターネットでの申し込み後、受講申し込み書類が全て届き、受講料のお支払いが確認された時点で受付完了となりますのでご注意願います。

詳細については（一財）日本建築設備・昇降機センターのホームページを確認するか、直接お問合せをお願いします。

（一財）日本建築設備・昇降機センターHP <https://www.beec.or.jp/>

2. 東近江市へ提出時の「要是正改善」前後の報告書写真添付について

東近江市の物件において、検査当日に要是正判定となり検査報告時に是正完了している物件については、報告書に要是正改善前後の写真の添付が必要となる旨のご指導をいただきました。

定期検査報告書提出時に特記事項欄へ記載して要是正改善完了を報告する場合は、必ず改善前と改善後の写真を別添2様式に添付してください。

なお適用開始時期は5月月報発行日（即日）からとさせていただきます。

東近江市へ報告する場合は、上記にあてはまるか確認のうえご提出願います。

3. 廃止届の提出について（お願い）

設置された昇降機等の登録番号に基づき、特定行政庁や協議会では台帳管理を行っています。

従い、昇降機が設置されている建物自体が除却された場合や、昇降機のリニューアル等で設置されている昇降機が撤去された場合は「廃止届」の提出が必要です。

特に昇降機のリニューアル等で撤去・新設した場合は新しく昇降機を設置した会社が「廃止届」を提出するルールにしておりますが、現状の提出状況が思わしくありません。

設置会社におかれましては「廃止届」の提出に関し、新しく昇降機を設置した会社の責務として、撤去・新設時には速やかに「廃止届」を提出いただきますよう協力をお願いいたします。

また、関係各位におかれましては、この旨を担当部門に連絡のうえ周知いただきますようお願いいたします。

4. 定期検査報告書（副本）の受付終了について

令和8年2月月報、3月月報にて令和8年6月受付分より定期検査報告書（正本）のみの受付とし（副本）の取り扱いを終了させていただきますことを掲載しておりましたが、6月受付分において（約1週間の経過のうち）多数の定期検査報告書（副本）の提出がございました。

再度のお願いとなりますが、令和8年6月1日受付分より定期検査報告書（副本）についての取り扱いは終了しておりますのでご了承願います。

詳しくは令和8年2月月報、3月月報をご確認ください。

5. 創立記念日の休業について

7月1日（水）は弊協議会の創立記念日のため、休業させていただきます。
7月2日（木）は通常通り業務をいたしますので、よろしくお願いいたします

以上